

特 記 仕 様 書

目 次

第1章 総 則	2
第1節 一般事項	2
第2節 共通事項	5
第3節 工事に関する一般事項	8

第1章 総 則

第1節 一般事項

1－1．工事概要

八重原配水池避雷器盤設置工事（以下「本工事」という。）は、八重原配水池において落雷から加圧給水ユニットを保護する設備を設置するものである。

1－2．適用範囲

本仕様書は、令和7年度 八重原配水池避雷器盤設置工事に適用する。

本仕様書に明記なきものは、発注者（以下「甲」という。）の承認を得るものとする。

1－3．工事場所 及び 施工期間

工事場所 及び 工期は、次に定めるとおりとする。

工事場所： 八重原

工 期： 令和7年11月 28日 まで

1－4．提出図書

(1) 工事着工前 及び 施工中

名 称	部 数	備 考
着 手 届	1	その都度
工 程 表	1	
現場代理人及び主任技術者等の通知	1	
施 工 計 画 書	1	
機 器 仕 様 書	2	
施 工 協 議 書	1	

(2) 竣 工 時

名 称	部 数	備 考
竣 工 届	1	
工 事 写 真	1	
工 事 記 録 簿	1	
完 成 図 書	2	
完 成 図		
試 験 成 績 表		
検 査 記 録		
申請、届出書の写し		
付属品、予備品表		
取扱説明書	1	
その他必要と認めた書類		

1－5．関係法令等の遵守

受注者（以下「乙」という。）は、工事施工にあたり工事に関する諸法規、その他諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を計るとともに関係諸法令への運営適用は、乙の負担と責任において行うこと。

1－6．関係官公署への許認可申請

工事施工のため必要な関係官公署、その他の者に対する諸手続は、乙において迅速に処理すること。

1－7．疑義

本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合の解釈及び本工事施工の細目については、甲の指示に従わなければならない。

1－8．事前調査

乙は、工事着手に先立ち現場の状況、関連工事、その他について綿密な調査を行い、十分実情把握の上、工事を施工しなければならない。

1－9．技術員派遣

乙は、工事にあたり機器据付、試運転等に必要な技術員及び特殊技術を要する作業には熟練者を派遣してこれを行うものとする。

1－10．施設の保全

工事施工にあたり、既設構造物を汚染又はこれに等しい損傷を与えたときは、乙の責任で全て復旧しなければならない。

1－1 1．跡片付け

乙は工事終了後、甲の指示に従い速やかに不要材料、仮設物、容器、機械類を撤去し、跡地を整備するものとする。

1－1 2．試験及び検査

乙は、具体的な試験方法、検査内容について事前に試験検査（案）を提出し、甲の承認を得た後、監督員立会いのもとに試験及び検査を実施するものとし、これに要する費用は全て乙の負担とする。

1－1 3．現場代理人等

乙は、工事全体の取りまとめ者を立て、作業を円滑に行うものとし、関係先との連絡を密にし、漏れのないよう行うものとする。

第2節 共通事項

2－1．工事の着手

乙は、工事契約締結後早期に甲と工事について打合せを行い、現場を熟知したうえ工事に着手すること。

2－2．承認図の提出

乙は、設計図書に従い、必要に応じ現場実測を行ったうえ、承認図書及び甲の要求する資料等を提出し、承認を得てからでなければ製作に着手することはできない。

2－3．保証

引き渡し日より1年間（以下「保証期間」という。）において、納入機器について当初の機能を保証すること。取扱の過程によらない原因で設備の故障、損傷等の不良、不備と認められる箇所が生じた場合には、乙において速やかに無償で修理を行うか、当該設備と機能・性能が同等以上の代替品と無償で交換を行うこと。

保証期間において、作業の不備によって事故が生じたときは、乙において速やかに無償で修理すること。

保証期間満了時に、乙は甲の立ち会いのもとで総合点検を無償で行い、不良箇所が発見された場合には速やかに無償で修理すること。また、設計ミスによる不良が判明した場合には甲と協議の上無償修理すること。

2－4．設計変更

- 1) 乙は、仕様書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも施工上、技術上当然必要と認められる所は、乙の責任において行わなければならない。
- 2) 本工事施工中、構造物、電気設備等の関係で起る機器の位置変更、配管経路変更等の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）は施工設計図を提出し、甲の承認を得て変更することができるものとする。ただし、本変更の範囲は、設計の本質的機能を変えるものであってはならない。また、軽微な変更のために要する経費は、乙の負担とする。

2－5．工事写真

工事着手前、施工中、完了の写真を撮影し、工事竣工届とともに提出するものとする。

2－6．竣工写真

工事竣工時の写真を撮影し、提出するものとする。

2－7．完成図書

乙は、工事完成迄に維持管理上必要な完成図書を製本し、提出するものとする。

2－8．関連規定等の適用

乙は、仕様書に記載する工事の関係規定等に従い、誠実にして、かつ完全な施工を行うものとする。

1) 施工に関するもの

- ① 労働基準法
- ② 労働安全衛生法
- ③ 労働者災害補償保険法
- ④ 建設業法
- ⑤ 建築基準法
- ⑥ 消防法
- ⑦ 公害対策基本法
- ⑧ 大気汚染防止法
- ⑨ 水質汚濁防止法
- ⑩ 電気設備技術基準
- ⑪ 内線規定
- ⑫ その他 関係法令及び条例

2) 機器・材料に関するもの

- ① 日本工業規格 (JIS)
- ② 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)
- ③ 日本電気工業会規格 (JEM)
- ④ 日本計測器工業会標準規格 (JEMIS)
- ⑤ 日本電線工業会規格 (JCS)
- ⑥ その他 関連規格

2－9．施工管理

乙は、工事の出来形及び品質に十分配慮し施工管理を行わなければならない。

- ① 工事施工にあたって、熟練した技術者及び作業員を派遣して工事の完成に万全を期すものとする。
- ② 工事着手から完了まで、監督員の承諾した施工計画書に基づき誠実に工事を施工するものとする。
- ③ 工事施工上、既設機器及び構築物等と関連あるものについては、監督員と打合せたうえで施工するものとする。
- ④ 本工事において、バルブ等甲の管理する設備は操作しない。操作が必要な場合は監督員の許可と得るとのとする。

2－10．施工の点検及び立会

- 1) 施工後に検査が不可能、若しくは困難な工事、又は調合を要する場合には、原則として甲の立会を受けるものとする。
- 2) 各工事は、それぞれの工程において甲の点検を受けるものとする。

2－11．工程管理

- 1) 乙は、実施工程表をあらかじめ甲と協議して作成し、提出するとともに適正な工程管理を行わなければならない。
- 2) 乙は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の実施工程表を実績と比較検討して工事の円滑な進行を計らなければならない。

第3節 工事に関する一般事項

3-1. 概要

本工事は主として機械設備、計装機器の据付、深井戸の洗浄並びに配線工事、配管工事を行うものである。工事は関係法規に準拠し、機械的、電氣的に完全かつ美麗にして耐久性に富み保守点検が容易にできるよう施工するものとする。

3-2. 防湿、防触、保温処理

湿気、水気の多い場所などに設置する機器並びに配線は、所定の防湿、防触処理を行わなければならない。また、凍結の予想される場所の配管についても所定の保温処理を行うものとする。

3-3. 発生材の処理

工事施工に伴う既存施設の解体その他により生じた発生材は甲と打合せのうえ、廃棄などの処理を行うものとする。

3-4. はつり等

機器等の取付けに際し構造物にはつり、貫通及び溶接を行う場合には甲の指示を受けた後施工し、速やかに補修するものとする。

3-5. 運搬

本工事で納入する機器、材料等の運搬に当たっては、湿度、錆及び損傷等の防止対策を講じるものとする。尚、機器、材料等に異常を発見した場合はただちに監督員に報告し、指示を得るものとする。

3-6. 搬入

- ① 機器搬入後異常を発見した場合は、すみやかに監督員に報告するとともに、その対策を講じるものとする。
- ② 搬入場所等について、十分監督員と打合せの上行うものとする。

3-7. 仮設備

本工事において必要であれば仮設備を設置し、その計画書を監督員に提出し、承認を得るものとする。

3-8. 塗装

機器の据え付け時に損傷した箇所等については、補修塗装を行うものとする。

3-9. 調整

試験調整については監督員の承諾のもとに行い、その結果は速やかに甲に報告するものとする。尚、必要な計器は乙が準備するものとする。

3－10．その他

撤去品等は、監督員の指示により乙が責任を持って処分するものとする。処分に当たってはマニフェスト管理すること。